

【記載例 6】

国外転出時課税（所得税法第60条の2第1項）の申告をした方が、国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に帰国等をしたときに、国外転出時課税に係る課税の取消しを行い、修正申告書を提出する場合

国税庁ホームページの確定申告書の記載例「申告書B第一表・申告書第五表（修正申告用・別表）」（www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kisairei2017/pdf/shinkoku_05.pdf）を参照し、修正申告書を記載しますが、国外転出時課税に係る課税の取消しにより修正申告書を提出する場合は、「申告書第5表」の所得金額に関する事項の「異動の理由」欄に、次の理由を記載して下さい。

課税の取消し事由	異動の理由
国外転出時課税の申告をした方が、国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に帰国等をした場合	平成〇年〇月〇日帰国による国外転出時課税の課税取消し
国外転出時課税の申告をした方が、国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に国外転出の時に所有等していた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与により居住者に移転した場合	平成〇年〇月〇日贈与による国外転出時課税の課税取消し
国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に国外転出時課税の申告をした方が死亡し、国外転出の時に所有等していた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の相続又は遺贈を受けた者の全てが居住者となった場合	平成〇年〇月〇日相続による国外転出時課税の課税取消し

平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税 の修正申告書 (別表)

住所 (又は事業所等) フリガナ 氏名 0048

第五表

○ 修正前の課税額 (単位は円)

総合課税の所得金額		
事業等	①	
農業	②	
不動産	③	
利子	④	
配当	⑤	500000
給与	⑥	
雑	⑦	
総合課税・一時合	⑧	
(①から⑦までの合計)	⑨	500000
上場株式等の譲渡所得等	⑩	30000000
雑損控除	⑫	
医療費控除	⑬	
社会保険料控除	⑭	
小規模企業共済等掛金控除	⑮	
生命保険料控除	⑯	
地震保険料控除	⑰	
寄附金控除	⑱	
寡婦・寡夫控除	㉑	0000
勤労学生・障害者控除	㉒	0000
配偶者(特別)控除	㉓	0000
扶養控除	㉔	0000
基礎控除	㉕	380000

所得税及び復興特別所得税の課税部分の税額の増加額 57

○ 修正申告によって異動した事項

○ 所得金額に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
上場株式等の譲渡所得等	〇〇証券□□支店	0円	円
異動の理由	平成〇年〇月〇日帰国による国外転出時課税の課税取消し		

○ 修正申告によって異動した事項

○ 所得金額に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
異動の理由			

○ 事業専従者に関する事項

氏名	氏名
控除前	控除前
異動後	異動後

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類	所得控除額	異動の理由
	円	

第五表は、申告書Bの第一表と一緒に